

## 令和5年度（2023年度）定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

南茅部支所

#### (2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年11月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和5年12月25日から令和6年（2024年）5月27日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

### (3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

## 4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

### (1) 指摘事項

#### ア 予算の執行

支所費で予算執行している世界遺産アクセス改善実証運行事業における事業への参加者の予約受付業務について、仕様書および積算書の作成，予定価格の設定，複数者からの見積書の徴取など競争による業者選定の事務手続を執らず，大型バスの運行業務受託者に口頭による協議のみで発注し，手数料を支出していた。

さらに，昼食会場となる飲食店への連絡，アンケート依頼および回収，参加者負担金の受領などの業務を行う添乗業務についても仕様書および積算書の作成，予定価格の設定，複数者からの見積書の徴取など競争による業者選定の事務手続を執らず，大型バスの運行業務受託者に口頭による協議のみで発注し，その費用は，参加者負担金に実費相当分を上乗せすることによって参加者に負担させたほか，私人にその徴収または収納の事務を行わせることができない性質の雑入である参加者負担金を大型バスの運行業務受託者に収納させていた。

以上のように当該事業を実施する中で指名競争入札により選定した大型バスの運行業務受託者に，次々と必要な手続を経ずに業務を追加発注しており，また，添乗業務に係る費用を参加者の実費負担とした根拠も不明確であった。

これらのことは，契約事務に係る関係規則等の定めを意識せずに事務を執っていたことが原因の一つと思料されるが，地方自治体の契約は，経済性や公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきも

のであることから、事業を立案する段階で委託する業務の内容、範囲、割振り、事業費の負担割合等を十分に精査し、予算の執行に当たっては、法令等にのっとり適切な事務手続を執られたい。

#### イ 現金取扱事務

公金の徴収もしくは収納については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条において、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、私人に行わせてはならない旨規定されており、また、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項では、私人にその徴収または収納の事務を委託することのできる歳入は使用料や手数料等に限定されているところ、世界遺産アクセス改善実証運行事業に係る参加者負担金は、同施行令に規定されていない雑入であることから私人にその徴収または収納の事務を行わせることができないにもかかわらず、大型バスの運行業務受託者に参加者負担金の収納を行わせていた。

また、参加者負担金は、一人あたり5,000円としており、この全額を収入経理すべきところ、参加者負担金のうち2,000円は実費相当分の費用であるとの理由により、3,000円のみを収入経理していた。

さらに、函館市会計規則（昭和39年規則第9号）第92条第2項では「現金出納員は、自ら取り扱った収入金および現金取扱員から引継ぎを受けた収入金を合わせ、保管金払込書によって翌日の正午までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されているところ、大型バスの運行業務受託者から引継ぎを受けた参加者負担金を指定金融機関等へ払い込まず、南茅部支所の別の現金出納員へ払い込んでいた。

これらのことは、公金の取扱いに係る関係法令等の認識が不十分であったことおよび受領した現金は実費相当分であっても市の

歳入に受け入れるものと理解せず事務を執っていたことが原因であると思料されるが、公金の取扱いは、常に厳正に行うことはもとより、市の事務として行われている以上、受領した現金は全て市の歳入に受け入れるべきものであることから、総計予算主義の原則に従うとともに、法令等にのっとり適正な事務の執行を図られたい。